

要介護認定適正化事業

平成22年8月

老健局老人保健課(宇都宮啓課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
- 施策小目標 1 介護保険制度の適切な運営を図ること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

厚生労働省（ただし、事業の一部を、事業実施を適切に行うことができると認められる団体に委託することができる。）

(2) 概要

厚生労働省が各自治体からの要請に応じ介護認定審査会を訪問し、審査における基本的な考え方や判定手順などについて技術的助言を行い、その結果を取りまとめた全国の自治体に対して情報提供を行う。さらに、平成22年度は、これまで得られた知見等をもとに、要介護認定にかかる業務改善のための研修材料等を開発し、各自治体への普及を目的とした研修会を実施することとしている。

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

本事業を開始した平成19年度の軽重度変更率の地域差が20.4%であったのに対し、翌年度の平成20年度には19.2%と、前年度より1.2ポイント小さくなっており、各自治体における要介護認定の状況に係る地域差が是正されている。

(2) 効率性の評価

各地域の介護認定審査会に対して、より適正な審査を行うための情報提供及び技術的助言を行い、これらを全国の自治体に広く情報提供している。さらに今年度は、これまでに得られた知見等をもとに、各地域の介護認定審査会が自律的に適正化を推進するための研修材料等を作成・提供することとしている。取組を通じ、事業の対象でない自治体の介護認定審査会においても、要介護認定の適正化が期待されるため、効率性は高い。

(3) 政策等への反映の方向性

各自治体における要介護認定の状況に係る地域差は改善しているものの、今後も引き続き本事業により要介護認定の適正化を図っていく必要があることから、平成 23 年度予算要求において、所要の予算を要求する。

なお、審査における基本的な考え方や判定手順などを広く普及させるために、本事業の実施によりこれまで得られた知見を元に、今年度は、研修材料等を開発することとしている。

(概算要求額：171百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差	—	18.9%	20.4%	19.2%	集計中
達成率		—	—	-1.5p	1.2p	集計中
【調査名・資料出所、備考等】 要介護認定等に係る認定調査結果等報告（老健局老人保健課調べ） 平成 21 年度の数値については、平成 22 年 9 月頃公表予定 達成率は、要介護認定に係る一次判定から二次判定における軽重度変更率の地域差の縮小率（地域差を縮小／毎年度）						